告示

○内閣府
参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件の一部を改正する件　二七　七　三〇五四
参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件の一部を改正する件　二七　七　三〇五五
公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件　三一　237　四二　三〇五六
公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　三一　237　四二　三〇五七
○内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
一　水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を定める件　一六　224　一
○宮内庁
八　天皇皇后両陛下は福岡県及び大分県へ行幸啓になる件　三　一
九　天皇皇后両陛下は鹿児島県へ行幸啓になる件　二七　八
○国家公安委員会
五七　運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件　三　一
五八　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　六　217　二
五九　運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件　一九　一
六〇　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二〇　229　一一
六一　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　二六　一
六二　安全器材等の型式認定番号を指定した件　三〇　二
六三　交通の方法に関する教則の一部を改正する件　三〇　二
三八　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二　213　七
○金融庁
三九　銀行法施行令第十七条の二第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件　二　213　九
四〇　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　一九　一　二五　232　六二
四一　銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件
七　○金融庁、法務省、財務省
社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一三　223　一二
○総務省
三一九　特定国外派遣組織を指定する件　二　一
三二〇　申告書の提出期限の特例の適用を受ける者を指定する件　二　一
三二一　在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件　五　一
三二二　在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件　五　一
三二三　特定国外派遣組織を指定する件　五　二
三二四　〃　六　三
三二五　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　六　三
三二六　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　一一　220　三
三二七　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　一一　220　三
三二八　特定国外派遣組織を指定する件　一一　220　三
三二九　元売業者を指定した件の一部を変更した件　一二　三
三三〇　大崎市に編入する区域として告示された区域の属すべき選挙区を定める件　一六　二
三三一　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一七　225　一
三四二　平成二十六年総務省告示第三百五十一号の一部を訂正する件　一九　228　一六
三四三　平成二十七年総務省告示第百九十七号の一部を訂正する件　一九　228　一六
三四四　平成二十七年総務省告示第三百二十一号の一部を訂正する件　一九　228　一六
三四五　政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件　一九　228　一七
三四六　周波数割当計画の一部を変更する件　一九　228　一八
三四七　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　二〇　二
三四八　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二三　二
三四九　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二三　二
三五〇　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　二四　二
三五一　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　二四　二
三五二　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　二四　二